

# 令和5年度滋賀県私立中学高等学校 連合会 研究集会資料レジュメ

(サブテキスト いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学省)

弁護士 伊藤正喜

(第一東京弁護士会所属 伊藤小池法律事務所代表弁護士)

本書面(令和5年8月18日の研修会のレジュメ)の著者は伊藤正喜であり、研修会終了後に自身のHP等に掲載します。なお、滋賀県私学中学校高等学校連合会での使用は許諾しております。

## 1 研修

①研修名 第55回滋賀県私学教育研究集会

研修テーマ「私立学校におけるいじめ防止対策推進法とスクールハラスメント」

②対象 滋賀県私立中学高等学校連合会加盟の私立中学校・高等学校の教員等

③期日 令和5年8月18日(金)

④講義内容及び時間

「私立学校におけるいじめ防止対策推進法とスクールハラスメント」

13:30～15:00

⑤研修形態 Zoom オンライン開催

## 2 弁護士 伊藤正喜

講師プロフィール

2002年3月 早稲田大学教育学部英語英文学科卒業

2002年4月 東京都立高校教諭(英語)

2004年3月 同退職

2004年4月 山梨学院法科大学院未修コース入学

2007年3月 同終了

2008年9月 司法試験合格 11月司法修習開始

2009年12月 司法修習終了 弁護士登録

以後、少年事件・学校関係事件に多数関わっている。

その他 元山梨学院大学法科大学院チューター 元LEC講師

## 3 教師と法律

### 3-1 前提

もちろん、国公立ではなく、私立学校であったとしても、たとえ、私立・学校法人の広い、自治(裁量)があったとしても、教師として、学校として、法律は守らなくてはなりません。

法律例 日本国憲法・教育基本法・学校教育法(施行令・施行規則)・民法・学校保健安全法・教育職員免許法・子どもの権利条約、私立学校法、私立学校振興助成法等

リスク例 民事裁判(損害賠償)刑事裁判(告訴・告発)風評被害(新聞・SNS 等)等

### 3-2 新しい法律

いじめ防止対策推進法

障害者差別解消法

10

#### 3-2-1

## いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

→

いじめとは、①

②

③

しかも、

④

も含む

たいへん、いじめの概念は広がっています。

### 3-2-2 重大事態

#### 滋賀県 いじめの**認知**件数

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の合計数（私立・国公立合計）

2019年度いじめ7853件（私立24）重大事態？件  
（中学合計2013件・高校合計231件）

（私立中学13件・私立高校11件）

2020年度いじめ8272件（私立14）重大事態2件  
（私立中学6件・私立高校8件）

2021年度いじめ9863件（私立17）重大事態11件  
（私立中学6件・私立高校11件）

学校の設置者又はその設置する学校による対処

第二十八条 1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ポイント あくまで、である。

## 平成 31(行ヒ)97 最高裁 令和 2 年 7 月 6 日判決

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が部員間のいじめにより受傷した被害生徒に対し受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと等を理由とする停職 6 月の懲戒処分を違法とした原審の判断に違法があるとされた事例

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が、①部員間で生じた暴力行為を伴ういじめにより受傷した被害生徒に対し、受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと、②加害生徒の大会への出場を禁止する旨の校長の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと、及び③同部のために卒業生等から寄贈され校内に設置されていた物品に係る校長からの繰り返しの撤去指示に長期間対応しなかったことを理由として、停職 6 月の懲戒処分がされた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、当該処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

(1) 上記①に係る当該教諭の行為は、被害生徒の心情への配慮を欠くものであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対

処すること等を求める

法<sub>や</sub>

兵庫県

等

に反するものであり、また、重い傷害を負った被害生徒に対し誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであった。

(2) 上記②に係る当該教諭の行為は、当該いじめにおける加害生徒の行為が重大な非行であるにもかかわらず、その重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、柔道部の活動や加害生徒の利益等を優先させるものであった。

(3) 上記③に係る当該教諭の行為は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであった。

3-2-3 第三者委員会の設置・第三者を加える

3 5

3-2-4 ガイドラインの存在

4 5

### 3-2-5 いじめに対する安全配慮義務違反

### 3-3 障害者差別解消法

障害者差別解消の改正法は、公布日である2021年6月4日から起算して3年以内に施行されます。つまり、2024年6月4日までに施行されます。

#### 3-3-1 改正された障害者差別解消法の内容（合理的配慮の提供義務）

今回の障害者差別解消法の改正により、

- 私立学校も、①障害者から意思の表明があった場合に、  
②過重の負担にならない範囲で、  
③障害者の性別・年齢、障害の状態に応じて、  
④社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことになりました。

合理的配慮とは、障害者権利条約によれば、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう（障害者権利条約2条）。

対象となる障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**」（障害者基本法2条1号）をいう。

障害とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」だけを理由とするものではなく、広く、「社会に存在する障害に直面している人＝障害者」という定め方。広いです。

例 適応障害・うつ状態・発達障害

例 合理的配慮 欠席の配慮・補講・レポート

#### 3-3-2 高校・全日制でもオンライン授業

私立高校でも、2文科初第259号通達

学校教育法施行規則96条2項36単位がオンラインの上限ですが、病気の場合は、36単位を越えても構わないとしているようです。法律の改正によるオンライン授業。

#### 3-3-4 教師によるパワハラ・セクハラ

いじめ防止対策推進法や障害者差別解消法・・・法律の定める通りにやらない

と安全配慮義務違反や、不適切指導（例 いじめられる方も悪い。）は不法行為になるリスク。ハラスメント・・・受ける側の認識を考えて。

私立学校の教師によるパワハラ・セクハラは、学校法人だけでなく、個人が多大な損害賠償請求を負うリスクも。

例

いじめは必ず起きる問題。その起こった問題に対応していくのが教師の責務。いじめ委員会を中心に。迅速・慎重・ほうれんそう。守秘義務。

#### 4 最後に

もっとも悪いのは、何かが起こったときに、隠蔽すること。

まずは、いじめ防止対策委員会や管理職に相談を！

私立学校ですから、顧問弁護士・スクールロイヤー等への気軽な相談体制を作る

→

ex 児童ポルノ等の処理の難しい問題は教師だけで判断は難しい場合も。

以上